

令和元年5月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和元年5月13日(月)、午前9時30分 久留米市商工会館 5階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
8番	緒方 義範 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
14番	田 中 文 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

富松 隆晴 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。定刻前ではございますが、連絡をいただきました、委員以外の皆様ではじめさせていただきたいと思います。

本日は現員数 23 名中、現時点で 21 名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律 第 27 条 第 3 項の規定によりまして、総会は成立していることを報告いたします。

また、本日は傍聴者が 1 名いらっしゃいます。傍聴にあたっては、久留米市農業委員会傍聴要領 第 1 条 第 1 項の規定により、会長の許可が必要となっておりますので、会長に許可を求めたいと思います。

議長 はい、今、お話がありましたように、本日の第 1 号議案から第 6 号議案について、1 名の方より傍聴の申出がっております。1 名の方の傍聴を許可することにしたいと思いますが、皆様方、これに対してご異議ございませんか。

はい、それでは、1 名の方の傍聴を許可することにいたします。

事務所 それでは、傍聴者に入室していただきます。

議長 はい、それでは、傍聴者の確認をいたします。  
\*\*\*さんには間違いは、ございませんか。

傍聴者 はい。

議長 はい、ありがとうございます。  
傍聴者に申し上げます。本日の傍聴につきましては、第 1 号議案から第 6 号議案までといたします。議案が終了次第速やかに退出のほうのお願いを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

つづきまして、総会に入ります。

5 月の農業委員会総会ということで、平成も天皇陛下の退位により、新しい年号 令和の時代となりました。その第 1 回の 5 月の農業委員会総会ということでございます。

ただいまから、5 月の農業委員会総会を開催いたします。

はい、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、1 ページをお願いいたします。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域 1番から5番までの5件です。

2ページをお願いいたします。

西部地域 6番、7番の2件です。

なお、審議番号1番については、農地法施行規則第17条第2項および、久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に付随する農地の取り扱い基準により、平成31年1月10日の総会にて、下限面積を1.5アール、150㎡に引き下げた農地となります。

また、空き家情報バンクに登録された空き家につきましては、譲受人により取得される予定となっております。

以上、1番から7番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項 各号の審査基準について審査会において説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号1番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。それでは、報告をお願いいたします。

担当委員 おはようございます。新規就農者のヒアリングを行いましたので、ヒアリングの結果を報告したいと思います。

審議番号1番、新規就農者の件につきまして、4月23日に、私と担当推進委員および農業委員会事務局職員の3人において、ヒアリングを行いました。

申請人 \*\*\*\*さんは、現在、\*\*\*\*に住んでおり、今回大橋町の空き家と農地をセットで取得し耕作をされる予定です。

取得の農地は、自宅の隣にあり、野菜を作るということで、お話を聞いております。

農機具については、軽トラックと草刈機を所有してあります。

具体的な農業経験は無いとのことでしたが以前、\*\*\*\*さんは、大橋町に住んでいらっしやったということで近くの方との面識があるということでした。新しい農具の購入は無いということですが、相談できる方もいらっしやる。また、困ったことがあれば、私や所属委員に相談して、農業をやっていききたいというも伺っております。

多々、このヒアリングの中でも特にこの件については初めての案件で、あなたが久留米市の新規就農者のモデルになる。という話をしたところ、そのことを自覚して、周りに迷惑をかけないように新規就農者のモデルとして、頑張っていくという言葉をいただいているの

で、安心して、任せられるのではないか。そういうふうには、判断しております。  
以上で、私のヒアリングの結果についての報告を終わらせていただきます。

議 長 はい、報告終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をお願いいたします。  
はい、どうぞ

委 員 その方の年齢は、わかりますか。

事 務 局 \*\*\*さんの具体的な年齢は、\*\*歳ということで聞いております。

委 員 はい、わかりました。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

はい、他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第1号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、全員挙手により「第1号議案」は、可決されました。

つづきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、3ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

西部地域 1番1件です。

1番 申請地 三瀨町西牟田 田 2筆 計76㎡

申請理由 申請地を貸家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが特別な立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しています。

以上で、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会から報告をお願いいたします

西部審査会 はい、それでは、審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーも 1 番です。転用目的は、貸家住宅の敷地として拡張するものです。申請地は西鉄犬塚駅から東へ約 1.7km、十連病院から西へ約 600m のところに位置します。農地区分については、10ha 以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきまして、溜め桝を経由して、南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の水路へ放流されます。被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

この申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。「第 2 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、全員の挙手により「第 2 号議案」は、可決をされました。

つづきまして、「第 3 号議案 農地転用計画変更承認申請について」で、ございますが、審議番号 1 番 2 番いずれも、次の「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、「第 3 号議案」と「第 4 号議案」を一括して、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、4 ページをお願いいたします。

「第 3 号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書

が提出されましたので付議いたします。

東部地域 1 番 1 件です。

1 番 申請地 田主丸町豊城 田 452 m<sup>2</sup>および、田主丸町豊城 田 543 m<sup>2</sup>

申請理由 事業主および、転用目的を変更するものです。

変更理由 20 番の 7 については、転用目的を住宅・倉庫から自己用住宅へ、事業主を角田氏から田中氏へ変更するものです。

また、21 番 2 については、転用目的を住宅・倉庫から自己用住宅へ、事業主を角田氏から丸岡氏へ変更するものです。

こちらにつきましては、昭和 56 年 5 月 28 日に 5 条許可がなされたものです。

「第 4 号議案」、1 番、2 番と関連案件となります。

西部地域 2 番 1 件です。

2 番 申請地 城島町六町原 田 8 筆 計 4,560 m<sup>2</sup>

申請理由 事業主および、転用目的を変更するものです。

変更内容 転用目的を工場敷地から太陽光発電設備に、事業主を堺氏からくこうみエナジー株式会社に変更するものです。

こちらにつきましては、平成 5 年 10 月 1 日に 5 条許可がなされたものです。

「第 4 号議案」、7 番と関連案件となります。

5 ページをお願いいたします。

「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域 1 番から 4 番までの 4 件です。

1 番 申請地 田主丸町豊城 田 452 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

こちらにつきましては「第 3 号議案」、1 番と関連案件になります。

2 番 申請地 田主丸町豊城 田 543 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

こちらにつきましては「第 3 号議案」、1 番と関連案件になります。

3 番 申請地 北野町石崎 畑 2 筆 計 426 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、寄宿舍付き農業用倉庫を建築するものです。

こちらにつきましては、農地法第 4 条による同時許可申請となります。

4 番 申請地 北野町十郎丸 田 933 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、農業用倉庫の建築および、農業用資材置場として利用す

るものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において、指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6 ページをお願いいたします。

西部地域 5 番から 7 ページ 13 番までの 9 件です。

5 番 申請地 安武町安武本 田 60 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しています。

6 番 申請地 城島町江上 田 4 筆 計 478.30 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を譲り受けて自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しています。

7 番 申請地 城島町六町原 田 8 筆 計 4,560 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

こちらにつきましては、「第 3 号議案」、2 番と関連案件となります。

8 番 申請地 三潞町高三潞 田 2 筆 計 236 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

7 ページをお願いいたします。

9 番 申請地 三潞町高三潞 田 237 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しています。

10 番 申請地 三潞町玉満 田 446 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

11 番 申請地 三潞町高三潞 田 4 筆 計 197.55 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

12 番 申請地 三潞町西牟田 田 3 筆 計 385 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を譲り受けて、分家住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しています。

13 番 申請地 三潞町西牟田 畑 231 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

8 ページをお願いいたします。

競売 不動産買受適格証明

西部地域 14 番 1 件です。

14 番 申請地 東合川九丁目 畑 52 m<sup>2</sup>

申請理由 申請地を取得し、貸家住宅の敷地として拡張するものです。

農地法施行規則第 57 条の 2 第 1 項 ただし書きによる譲受人の単独申請となっております。

なお、6 ページ 7 番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件です。

以上で、説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの報告が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

審 査 会 はい、それでは、東部審査会からまいります。

審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 4 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸中学校から南西へ約 440m、田主丸総合支所から北西へ約 800m のところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め桝を通じて東側道路の側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路の公共下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲に設置してある既設のコンクリートブロック擁壁を利用し、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 5 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸中学校から南西へ約 420m、田主丸総合支所から北西へ約 800m のところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め桝を通じて東側道路の側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路の公共下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲に設置してある既設のコンクリートブロック擁壁を利用し、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 6 番です。

転用目的は、寄宿舎付き農業用倉庫を建築するものです。

なお、石崎 34 番の一筆については、農地法第 4 条による同時許可となります。

申請地は、弓削小学校から南へ約 110m、報恩保育園から南へ約 300m のところに位置しています。

農地区分については、本件は 2 筆の農地が申請地となっておりますが、北側の農地は、農地の広がり 10ha 未満であり、第 1 種、第 3 種の要件に該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。南側の農地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m 以内に弓削小学校、報恩保育園がある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の市道側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側市道に埋設されている公共下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、農地に接する西側は、コンクリートブロック積を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 7 番です。

転用目的は、農業用倉庫の建築および農業用資材置場として利用するものです。

申請地は、北野総合支所から西へ約 1.1km、古賀茶屋駅から東へ約 700m のところに位置しています。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北西側へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、東・南側については L 型擁壁を新設し、北西側については法面施工を行うことで、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、4 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

はい、それでは西部地域から報告いたします。

審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーは 8 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から東へ約 800m、西鉄安武駅から西へ約 600m のところに位置しています。

農地区分については、10ha 以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきまして、溜め桝を経由して、北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、L型擁壁およびコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 9 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、江上小学校から南東へ約 240m、江上保育園から南西へ約 300m のところに位置しています。

農地区分につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、溜め桝および U 字溝を設置して、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽および U 字溝を設置し、東側の水路に排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 10 番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、城島総合支所から南東へ約 800m、江上小学校から北へ約 1.4km のところに位置しています。

農地区分については、城島総合支所からおおむね 900m(宅地化率 40.23 パーセント)の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、既設の溜め桝を経由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックおよびフェンスにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀧小学校から北へ約 60m、三瀧総合支所から北西へ約 700m のところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきまして、溜め桝を経由して南側の水路に排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、南側の水路に排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に造成されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、三瀧小学校から東へ約 400m、三瀧総合支所から北へ約 700m のところに位置します。

農地区分につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、溜め桝を設置し、南側の宅地を通じて水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して同じく南側の宅地を通じて水路へ排水されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に合併浄化槽を設置しておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、西鉄犬塚駅から南東へ約 300m、三瀧総合体育館から南へ約 600m のところに位置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね 300m の区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、溜め桝を設置して東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して東側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三瀨小学校から西へ約 900m、三瀨高等学校から北東へ約 2km のところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、溜め桝を経由して、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、東側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄三瀨駅から東へ約 1.4km、十連病院から西へ約 300m のところに位置しています。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、溜め桝を設置して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、西側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 16 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に造成されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、JR 西牟田駅から西へ約 600m、十連病院から南東へ約 800m のところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、溜め桝を設置して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、西側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。この申請は、競売案件でありますので、不動産買受適格証明願いとなっております。このため、農地法施行規則第 57 条の 2 第 1 項 ただし書きの規定により譲受人の単独申請です。

転用目的は、貸家住宅の敷地として拡張するものです。

申請地は、合川小学校から北東へ約 1.5km、久留米東郵便局から北西へ約 1km のところに位置します。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、10 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。  
質疑のある方はお願いをいたします。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

なお、採決にあたりましては、「第 3 号議案」と「第 4 号議案」に分けて、採決をいたします。

それでは、「第 3 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により「第 3 号議案」は、可決されました。

つづきまして、「第 4 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により「第4号議案」は、可決されました。

なお、審議番号7番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、「第5号議案 農地移動適正化あつせん事業のあつせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の9ページをお願いいたします。

「第5号議案 農地移動適正化あつせん事業のあつせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あつせん事業のあつせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

1番、2番の2件です。

1番 申請人 小森野5丁目 \* \* \* \* 経営面積 16,037 m<sup>2</sup>

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番 申請人 三瀨町田川 \* \* \* \* 経営面積 27,717 m<sup>2</sup>

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質問が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決をいたします。

「第5号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第5号議案」は、可決されました。

つづきまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の10ページをお願いいたします。

「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区 1番から3番までの3件です。

1番 所在地 荒木町荒木 田 2,311 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となります。

2番 所在地 上津町 田 2筆 計 1,440 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

3番 所在地 小森野7丁目 畑 1,218 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

第2区 4番 1件です。

4番 所在地 田主丸町益生田 畑 3筆 計 2,356 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

11 ページをお願いいたします。

第3区 5番 6番の2件です。

5番 所在地 北野町稲数 田 1,577 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

6番 所在地 北野町中川 田 2,769 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となります。

第4区 7番 1件です。

7番 所在地 城島町六町原 田 2,905 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となります。

第5区 8番 1件です。

8番 所在地 三瀨町田川 田 1,154 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から8番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決をいたします。  
「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員挙手により、「第6号議案」は、可決されました。

よって、久留米市長あて、通知をいたします。

はい、それでは、傍聴者の方については、「第1号議案」から「第6号議案」まで傍聴い

いただきました。審議議案が終了いたしましたので、退席をお願い申し上げます。

はい、つづきまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条 第1項 第7号の規定による届出の受理の専決について  
報告第2号 農地法第5条 第1項 第6号の規定による届出の受理の専決について  
報告第3号 農地法第18条 第6項の規定による通知について  
報告第4号 農地法第4条の規定による許可の取消願について  
報告第5号 職員の任免について

事務局の説明は省略をいたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員 よろしいですか。

16 ページですが、9 番の契約内容のところ、戦前小作というのがでています。少し気になっていたのですが、今回は離作補償が今まであったのに今回は無いから、なぜかなあと、それと、戦前小作の意味というか、現在のそれを良かったら教えていただきたいと思えます。

事 務 局 はい、質問としましてはまず

離作補償がついていないことに対して、どうしてかということですが、うちの申請にあがっている内容を確認する限りでは、今回については、離作補償が無いというところであがっているところでは、

戦前小作についてですが、農地法が施行される前から、貸し借りされたようなものがありまして、その後については、耕作権がかなり強い方、所有権に匹敵するような強いかたがそういった権利をもってあるものとなります。

委 員 小作は権利が何割とか、強いといわれますが。

戦前小作というのは、権利が強く、どこまでが権利があるのか。

事 務 局 そうですね、ほぼ所有権が匹敵するくらいあると聞いています。

委 員 今までの補償は、何十万とか。それは結局、その割合的には、だいたいどれくらい。

事 務 局 特にその割合がどれくらいしなさい。ということは特にございませんので、それにつきましては、小作人と所有者の話し合いによって、なされるようなかたちとなります。

委員 わかりました。すみません。ありがとうございました。

議長 よろしいですか。

今のようなものは、結構あります。こういった案件は。話し合いをするときに私もしょっちゅう呼ばれております。

はい、ほかにございませんか。

他に質疑が無いようですのでこれにて質疑を終了します。

従いまして、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

つぎにお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思っております。ご異義ありませんか。

委員 はい

議長 はい、ご異義なし、と認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会議規則 第10条 第2項の規定により

1番 飯田 三津雄 委員

13番 平 壮一 委員 をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。